

「人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）（素案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①条例（案）に盛り込みます・・・・・・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②条例（案）に趣旨を反映します・・・・・・・・意見の趣旨を条例（案）に反映するもの
- ③他の条例等を策定する中で対応します・・・・・・・・他の条例等の策定段階で判断するもの
- ④事業実施の中で検討します・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に条例（素案）に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見やその趣旨が条例（素案）に盛り込まれているもの
- ⑥対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め条例（案）や規則・要綱に盛り込むことが困難なもの
- ⑦その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数：55名
 件数：378件
 （重複を除外した件数：158件）

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
1	前文	属性の例示に「民族」を追加してほしい。（同趣旨ほか1件）	①条例（案）に盛り込みます	ご意見を踏まえ、「子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、一人の人間として尊重されなければならない。」とします。
2	前文	属性の例示に「疾病」を加え、「門地」を「出身」に変更してほしい。	①条例（案）に盛り込みます	ご意見を踏まえ、「子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、一人の人間として尊重されなければならない。」とします。 なお、「門地」については、日本国憲法の記述に合わせています。
3	前文	主語が「市」になっており、市民と市を対等な主体として表現してほしい。（同趣旨ほか1件）	①条例（案）に盛り込みます	「第8条 市、市民及び事業者等の協働」において、ご意見の趣旨を含んでいます。前文の表現を修正し、「三鷹市の施策において人権に配慮することはもちろんのこと、市、市民及び事業者等の協働により、市民の人権に関する意識をさらに高めていくことが重要である。」としました。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
4	第1 目的	「誰もが暮らしやすいまちを実現」を「世界に開かれた人権尊重のまちを実現することを目的とする」とし、市の人権・平和施策の継続性を表現してはどうか。	①条例(案)に盛り込みます	平和に関する取組については、人権の尊重と密接な関係にあります。本条例では、人権の尊重に関する市の基本原則を定めるものと位置づけており、このような文言としています。 「誰もが暮らしやすいまち」については、全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、不当な差別を受けないことを表現しています。人権の尊重を意識づけられるよう、条文を「一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とする。」とし、目的がより具体的になるよう修正しました。
5	第1 目的	「誰もが暮らしやすいまち」は、表現が広すぎて実現が難しい。条例の中で多用しすぎている。(同趣旨ほか1件)		
6	第1 目的	「誰もが暮らしやすいまちを実現する」が具体的でなく、人権とまちづくりの関連性が不透明。「まちづくり」という言葉の多用が目立つが、人権を他の目的と関連づけるような提示の仕方は不適切。		
7	第1 目的	差別をなくすことを明確にするため、「誰もが暮らしやすいまちを実現」を「誰もが差別を受けず安心して暮らせるまち」としてほしい。		
8	第4 権利侵害等の禁止	「いかなる理由による」を削除し、「不当な差別的取扱い」を禁止する、としてはどうか。	①条例(案)に盛り込みます	ご意見を参考に「不当な差別的取扱いをする行為」としました。
9	第4 権利侵害等の禁止	「相手の心身を傷つける言動を含むいかなる暴力」が広すぎるため、対象を「差別的言動」とし、禁止する差別的言動をヘイトスピーチ解消法の定義を参考に具体的に明記する必要がある。	①条例(案)に盛り込みます	ご意見を参考に「相手の心身を傷つける差別的言動を含むあらゆる暴力行為」とします。
10	第4 権利侵害等の禁止	「(5)相手の心身を傷つける言動を含むいかなる暴力」は、ヘイトスピーチを規制できるが、表現の自由の規制にもなり得る。(同趣旨ほか5件)		
11	第4 権利侵害等の禁止	「相手の心身を傷つける言動を含むいかなる暴力」では広範であり、差別的な行為による暴力、と限定すべき。		

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
12	第4 権利侵害等の禁止	「いかなる」には文末に否定表現が伴うので、使用方法が不自然。「いかなる」を「あらゆる」や「すべての」に変更してほしい。	①条例(案)に盛り込みます	「いかなる」という表現については、「あらゆる」に変更します。
13	第10 啓発等	条の名称を「教育・啓発・情報提供」とすべき。また、教育に重点を置き、あらゆる機会、すべての年齢層の市民がアクセスしやすい形で常時提供していくこと。	①条例(案)に盛り込みます	条例全体において条文の内容を踏まえた条の名称となるよう、「第9条 情報収集及び調査研究」「第10条 教育、啓発及び情報提供」に見直します。実施内容については、ご意見を参考に、今後、条例を運用していく中で検討します。
14	第10 啓発等	条の名称を「教育・啓発等」とすべき。(同趣旨ほか1件)		
15	第11 相談及び救済	「第4の規定に掲げる不当な差別的取扱い」に限定せず、禁止事項すべてについて相談・救済を求められるようにするべき。(同趣旨ほか4件)	①条例(案)に盛り込みます	ご意見の趣旨に基づいて、「第4条各号に掲げる行為について」に修正します。
16	第13 審議会	審議会が市長の諮問に依存せず、自主的に調査審議や市長への提案ができるようにすること、審議会から市長へ差別事案に対する非難声明発表を促すことができるよう規定に含めること。(同趣旨ほか11件)	①条例(案)に盛り込みます	「審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。」としました。 なお、審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関としています。附属機関は専門的知見を活用して、調査審議を行うことで、行政に民意を反映するものですが、自らの執行権はありません。 また、審議会から市長へ非難声明の発出を促すことを役割に含めることについては、想定していません。
17	条例名	差別解消への取り組みを示すため、「差別解消」「差別のない」などの表現を条例名に加えること。(同趣旨ほか14件)	⑥対応は困難です	本条例は、人権の尊重に関する基本条例と位置付けており、差別の撤廃を含めて広く人権を尊重するための取組を進めるための条例としたいと考えています。差別の解消については、前文で趣旨を表現したほか、「第3条 基本理念」に記載しています。
18	前文	前文の「性的指向、ジェンダーアイデンティティ」という表現を、「性的指向、性自認」に変更してほしい。	⑥対応は困難です	属性に使用している文言は、既存の法令に合わせることにします。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
19	前文	「まち」「まちづくり」という表現でなく、「地域」「社会」「施策」などで言い換え、人権を尊重する市政を推進する意志を表明すべき。(同趣旨ほか2件)	⑥対応は困難です	「まちづくり」は、教育や啓発を通じた意識の向上や、地域活動の推進など、ソフト面の施策も含めた表現です。本条例は、人権を尊重するまちの理念を定める条例として制定するため、「まちづくり」という表現を用いています。
20	前文	前文が長すぎる。	⑦その他	本条例は、三鷹市の人権に関する施策の理念を示す基本条例に位置付けているため、目的、主旨、基本原則などを記載する前文を設けています。文章量については、必要な事項を適切な長さで表現するよう努めます。
21	前文	なぜ条例が必要かが不明瞭で、具体的な背景や理由が欠けている。		
22	前文	「市の施策において人権に配慮する」から「人権を徹底的に守る」に変更することを求める。より強い言葉で人権の保護を強調してほしい。	⑥対応は困難です	これまでの市の平和に関する取組については、人権の尊重と密接な関係にあります。本条例では、人権の尊重に関する市の基本原則を定めるものと位置づけており、条例制定への思いを込めた前文としています。
23	前文	差別を許さず、人権を尊重することを目指すとしているが、志や高い理念が感じられない。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	
24	前文	三鷹市における平和施策の推進に関する条例のように格調の高い文章としてほしい。前文にこれまでの三鷹市の平和の取組の経過を追加してほしい。	⑥対応は困難です	
25	前文	条例制定の熱意を結びの文で表明してほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
26	前文	国籍や出自による差別のない社会、地域を目指す と明記すると共に、社会的少数者に対するヘイトスピーチを許さないという姿勢を具体的、明確に示して欲しい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	本条例は、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目指すための理念条例として考えています。 前文において、「子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、一人の人間として尊重されなければならない。」として表現しています。また、不当な差別的取扱いの禁止について、「第3条 基本理念」及び「第4条 権利侵害等の禁止」に盛り込んでいます。
27	前文	「差別の禁止」だけでなく、「差別は他人事ではなく、誰もが差別を受ける可能性がある」ことを追加してほしい。		
28	前文	条例全体において、差別を許さない旨を明記する。		
29	前文	前文の最後のパラグラフに、『三鷹市はここに全ての差別を禁止し、・・・』と明記してほしい。		
30	前文	条例の前文に、人権の具体的な定義を明記すること。(同趣旨ほか7件)	⑥対応は困難です	人権の定義については、日本国憲法や世界人権宣言等で、広く認知されているものであり、本条例の中で改めて定義するものではないと考えています。
31	第1 目的	「人権を尊重するまちづくり」が不明瞭であり、「社会に関する」や「施策の推進に関して」などより具体的な表現に変更するべき。	⑥対応は困難です	「まちづくり」は、教育や啓発を通じた意識の向上や、地域活動の推進など、ソフト面の施策も含めた表現です。本条例は、人権を尊重するまちの理念を定める条例として制定するため、「まちづくり」という表現を用いています。
32	第1 目的	「人権を尊重するまちづくりの上位規範」ではなく、「人権を尊重する三鷹市の上位規範」とするべき。(同趣旨ほか1件)		
33	第1 目的	「人権を尊重するまちづくり」という言葉に対して、個人の権利よりも集団の利益が優先される全体主義的なニュアンスを感じる。		
34	第1 目的	「ひとり一人が尊重される」を目的に明確にし、「人権」の守り方に焦点を当てるべき。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	前文において明らかにしています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
35	第2 定義	「人権」や「不当な差別」について具体的な定義を示すこと。(同趣旨ほか22件)	⑥対応は困難です	人権の定義については、日本国憲法や世界人権宣言等で、広く認知されているものであり、本条例の中で改めて定義するものではないと考えています。 「不当な差別」については、事案によって行為が差別に該当するかは、個別具体的に判断されるものであり、一律に定義することは考えていません。 条例と合わせて作成する逐条解説において、差別について具体的な事例を示し、条例の趣旨をご理解いただけるよう努めます。
36	第2 定義	「不当な差別」について具体的な定義が必要	⑥対応は困難です	「不当な差別」については、事案によって行為が差別に該当するかは、個別具体的に判断されるものであり、一律に定義することは考えていません。 条例と合わせて作成する逐条解説において、差別について具体的な事例を示し、条例の趣旨をご理解いただけるよう努めます。
37	第2 定義	市民の定義に「通過する人」を追加し、通行者も権利侵害の被害者として考慮すべき。	⑥対応は困難です	条例の趣旨が広く人々に浸透することは望ましいと考えますが、「第6条 市民の責務」や「第11条 相談及び救済」など、他の条項への影響があるため、通過者を市民の定義に加えることは考えていません。 市民の定義については、「三鷹市自治基本条例」の規定に基づいています。
38	第3 基本理念	「不当な差別」という表現は「正当な差別」の存在を示唆し、誤解を招く可能性があるため、「不当な」を削除すること。(同趣旨ほか2件)	⑥対応は困難です	「不当な差別」については、事案によって行為が差別に該当するかは、個別具体的に判断されるものであり、一律に定義することは考えていません。 条例と合わせて作成する逐条解説において、差別について具体的な事例を示し、条例の趣旨をご理解いただけるよう努めます。
39	第3 基本理念	「市民一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解」することは実現困難。基本理念は市長、市、市民、事業者が共有できる内容にするべき。	⑥対応は困難です	条例の理念の実現には、市民一人ひとりの人権に対する意識を高めることが必要であるという考えに基づき記載しています。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
40	第3 基本理念	「自己と他者の人権」ではなく、守られるべき人権理念はすべての場合、すべての関係において普遍的に共通することを明記すべき。	④事業実施の中で検討します	必要に応じて条例と合わせて作成する逐条解説において、具体化するほか、条例の運用において参考とさせていただきます。
41	第3 基本理念	基本理念で述べられている目標は、誰もが無意識の偏見や差別意識があることを踏まえたものであること感じられる文言にしてほしい。		
42	第3 基本理念	個人の心の持ちようだけでなく、社会構造に着目すべき。 社会的少数者の存在を無視しており、抑圧された現状を考慮すべき。		
43	第3 基本理念	自由権，社会権人種差別撤廃，拷問禁止，女性差別撤廃，子供の権利等の国際条約に日本が批准していることの周知を盛り込んでほしい。		
44	第3 基本理念	前半部分の「市民一人ひとりが～人権に対する意識を高め」を削除すること。（同趣旨ほか1件）	⑥対応は困難です	条例の理念の実現には、市民一人ひとりの人権に対する意識を高めることが必要であるという考えに基づき記載しています。
45	第3 基本理念	社会的少数者に関する施策を進める際、その当事者の意思を尊重することを記述すること。（同趣旨ほか11件）	④事業実施の中で検討します	個別の施策においては、その施策に係る条例等に基づいて対応するほか、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴く機会を設けることについて、規則で定めることとします。
46	第4 権利侵害等の禁止	「不当な差別」という表現は「正当な差別」の存在を示唆し、誤解を招く可能性があるため、「不当な」を削除すること。（同趣旨ほか10件）	⑥対応は困難です	「不当な差別」については、事案によって行為が差別に該当するかは、個別具体的に判断されるものであり、一律に定義することは考えていません。 条例と合わせて作成する逐条解説において、差別について具体的な事例を示し、条例の趣旨をご理解いただけるよう努めます。
47	第4 権利侵害等の禁止	インターネットは国境や都道府県に関係なく利用されるため、一自治体の裁量で権利侵害を禁止することは現実的ではない。現在の条文では法や憲法を超越する可能性があり、「何人も」を「市民は」とし、対象を明確にするべき。	⑥対応は困難です	三鷹市が目指す人権を尊重するまちづくりの方向性をふまえて表現した規定です。 人権を侵害する行為を行ってはならないことは、いかなる場所であっても共通する一般的な規範であることから、「何人も」としています。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
48	第4 権利侵害等の禁止	「何人も」の表現を変更し、行政、国家、組織が差別する場合も考慮して「家庭、職場、…」としてはどうか。	⑥対応は困難です	三鷹市が目指す人権を尊重するまちづくりの方向性を表現した規定です。人権を侵害する行為を行ってはならないことは、個人や団体を問わず共通する一般的な規範であることから、「何人も」としています。
49	第4 権利侵害等の禁止	「何人も」が差す範囲について、三鷹市民以外も対象となるか。	⑦その他	「誰であっても人権を侵害する行為を行ってはならない」と規定することで、三鷹市が目指す人権を尊重するまちづくりの方向性を表現しています。
50	第4 権利侵害等の禁止	インターネット上の差別的投稿への対策を具体的に示すべき。	⑥対応は困難です	「第11条 相談及び救済」を設け、「相談等に応じ、適切な救済のために市民、事業者等又は関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。」としています。本条例は、権利侵害についての個別具体的な対応について規定するのではなく、人権を尊重するまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。
51	第4 権利侵害等の禁止	権利侵害等の禁止だけでは差別やハラスメントの行為を防ぐことは難しいため、罰則規定を設けるべき。(同趣旨ほか19件)	⑥対応は困難です	本条例は、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。そのため、罰則規定は設けていませんが、禁止規定を設けることにより、市として人権を侵害する行為を容認しない姿勢を示しています。
52	第4 権利侵害等の禁止	禁止規定の内容及びあいまいなため、具体的な事例を示すこと。(同趣旨ほか4件)	⑥対応は困難です	本条例は、権利侵害についての個別具体的な対応について規定するのではなく、人権を尊重するまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。条例と合わせて作成する逐条解説において、禁止規定について具体的な事例を示し、条例の趣旨をご理解いただけるよう努めます。
53	第4 権利侵害等の禁止	抽象的な表現が多く、禁止規定に触れるのか曖昧な事例が多くなる可能性がある。(同趣旨ほか2件)		
54	第4 権利侵害等の禁止	すべての人の権利を明文規定すべきで、禁止項目は不明瞭で解釈の余地があり適用が難しい。禁止規定の実効性が不透明。		
55	第4 権利侵害等の禁止	権利の回復に関する救済措置を含めてほしい。	⑥対応は困難です	権利の回復に関する救済は、基礎自治体の事務の範囲で行うには限度があり、困難が生じることが想定されます。条例では、「第11条 相談及び救済」を設け、可能な範囲で必要な措置を講じていきたいと考えています。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
56	第4 権利侵害等の禁止	警察官の交通違反取り締まりや職務質問時の威嚇的な行動による権利侵害はどうか。	⑦その他	個別の事案については回答を差し控えます。
57	第4 権利侵害等の禁止	種々のハラスメントに対する対策は、具体性を持ってわかりやすく明示してほしい。	④事業実施の中で検討します	条例と合わせて作成する逐条解説において具体的な事例を示し、条例の趣旨をご理解いただけるよう努めます。
58	第4 権利侵害等の禁止	生じている人権侵害の被害について被害者への配慮を条文に反映してほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	「第11条 相談及び救済」を設け、「相談等に応じ、適切な救済のために市民、事業者等又は関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。」としています。
59	第4 権利侵害等の禁止	「ハラスメント」について定義が必要。「あらゆる」をつけた意義はなにか。「ハラスメントによる人権侵害」を禁止するとしてはどうか。条文でのアウトティング、カムアウトの表記について、定義を明確にし、抵触した場合は権利侵害に当たることを明記すること。	④事業実施の中で検討します	ハラスメント、アウトティング、カムアウトについては、条例と合わせて作成する逐条解説において示すこととします。
60	第4 権利侵害等の禁止	罰則規定の導入には慎重であるべき。不用意な氏名公表は新たな人権侵害を招く可能性が高い。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	本条例は、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。そのため、罰則規定は設けていませんが、禁止規定を設けることにより、市として人権を侵害する行為を容認しない姿勢を示しています。
61	第5 市の責務	市の必要な施策として、市民活動への支援、行動計画の策定と年次報告、様々な属性の人々が交流できる施設の設置、インターネット上の人権侵害対策を明記してほしい。(同趣旨ほか10件)	④事業実施の中で検討します	現時点では行動計画の策定は予定しておりませんが、事業については、庁内関係部署による連絡会議のほか、条例に基づく審議会を設置し、審議会の意見を伺いながら、必要に応じて検討します。 インターネット上の人権侵害対策については、「第11条 相談及び救済」を設け、「相談等に応じ、適切な救済のために市民、事業者等又は関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。」としています。本条例は、権利侵害についての個別具体的な対応について規定するのではなく、人権を尊重するまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。
62	第5 市の責務	市の責務として、普及広報、市民との活動に対する支援、行動計画の策定、年次報告などを明記すること。		

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
63	第5 市の責務	「インターネット上の人権侵害に対する対策を講ずる」など具体的な施策を提示すべき。	⑥対応は困難です	インターネット上の人権侵害対策については、「第11条 相談及び救済」を設け、「相談等に応じ、適切な救済のために市民、事業者等又は関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。」としています。本条例は、権利侵害についての個別具体的な対応について規定するのではなく、人権を尊重するまちの実現を目指すための理念条例として考えています。
64	第5 市の責務	ネット上での差別に対して速やかに警告し、プロバイダーへの削除依頼を行うこと。		
65	第5 市の責務	「(不当な)差別があった場合はすみやかに解決するよう、市が責任をもって取り組まなければならない」と記載して欲しい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれていません	「第11条 相談及び救済」を設け、「相談等に応じ、適切な救済のために市民、事業者等又は関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。」としています。
66	第5 市の責務	差別事案が発生した際、市長が非難する声明を出す責務を明確にする。(同趣旨ほか2件)	⑥対応は困難です	市長による非難声明の発出を行うことは、市の責務としては想定していません。
67	第5 市の責務	「市民の人権の尊重」を市の責務に含めるべき。また、市民の責務にある項目は、市政運営の現場においても尊重すること。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれていません	本条例は、人権を尊重するまちづくりの上位規範として、市政に関する理念や方向性を定めるものであり、ご意見の趣旨は条例に含まれています。
68	第5 市の責務	国立市のように、「●●月間」のような具体的な市の普及啓発活動を実施してほしい。	④事業実施の中で検討します	「第10条 教育、啓発及び情報提供等」において、条例の運用にあたり検討してまいります。
69	第5 市の責務	市長の責務として、率先して権利擁護意識を身に着けること。また、市職員への研修の実施と、必要に応じ弁護士の助言を受けて窓口対応を行える仕組みを構築すること。	④事業実施の中で検討します	人権に関する職員研修は、今後も継続的に実施していくこととしています。窓口対応については、必要に応じて、条例に基づいて設置する相談員の助言を得られることとします。
70	第5 市の責務	市職員の教育・啓発が必要で、社会的・政治的貧困にある当事者の支援団体等との交流・連携を行うこと。	④事業実施の中で検討します	人権に関する職員研修は、今後も継続的に実施していくこととしています。その他の事業については、今後、条例を運用する中で必要に応じて実施を検討します。
71	第5 市の責務	社会的少数者に関する施策を進める際、その当事者の意思を尊重することを記述すること。(同趣旨ほか1件)口	④事業実施の中で検討します	個別の施策においては、その施策に係る条例等に基づいて対応するほか、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴く機会を設けることについて、規則で定めることとします。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
72	第5 市の責務	子どもや認知症高齢者に限らず、性的マイノリティや障がい者に対しても個別の条例を制定すること。	④事業実施の中で検討します	子ども及び認知症を含む高齢者の人権擁護については、政策の方向性を明確にするため、段階的に個別の条例を制定します。その他個別の人権課題についても、案件に応じて、審議会の意見を参考に、条例や規則、要綱等を定め、計画や予算に盛り込みながら、必要な施策を展開していきます。
73	第6 市民の責務	「市民の責務」に、「当事者の意識を持ち」「協力・対話をする」ことを追加してほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	「第3条 基本理念」において、「市民一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、自己と他者の人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。」としており、ご意見の趣旨は含まれています。
74	第6 市民の責務	市民および、事業者が人権に積極的に関与するような内容が明記されることが必要。		
75	第6 市民の責務	市民には差別されずに安心して生きられる権利がある旨を条例に明記すること。(同趣旨ほか17件)	⑥対応は困難です	条例では権利については盛り込まず、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たすことによって人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちの実現を目指すこととしています。
76	第7 事業者等の責務	「事業者の責務」に、「事業活動を行うにあたって、不当な差別の解消に努める」を追加。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	「第3条 基本理念」において、「市民一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、自己と他者の人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。」としており、ご意見の趣旨は含まれています。
77	第8 市、市民及び事業者等の協働	「～尊重するまちづくりに関する施策～」を「～尊重する施策」に変更してほしい。	⑥対応は困難です	「まちづくり」は、教育や啓発を通じた意識の向上や、地域活動の推進など、ソフト面の施策も含めた表現です。本条例は、人権を尊重するまちの理念を定める条例として制定するため、「まちづくり」という表現を用いています。
78	第9 調査研究等	差別に関する実態調査を行うことを明記してほしい。(同趣旨ほか1件)	④事業実施の中で検討します	実態調査の実施について、今後も基本計画の改定等の際に実施する市民満足度調査における調査項目の一つとして継続的に実施していきます。
79	第9 調査研究等	「差別に関する実態調査など、必要な情報収集及び調査研究を行ない、市の施策に反映させる」のように具体的に規定してほしい。		
80	第9 調査研究等	調査研究の具体的な内容や意図が不明確。		

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
81	第10 啓発等	包括的性教育を含む人権教育を重視すること。 市の職員や教員だけでなく、全市民に人権尊重 の教育・啓発を受けられる状況を整備してほしい。	④事業実施の中で 検討します	ご意見を参考に、今後、条例を運用していく中で検討します。
82	第10 啓発等	社会的・政治的貧困で被害にあっている当事者 との交流の機会や学びあえる場を設けること。		
83	第10 啓発等	人権に関する学習会、図書館での人権関連図書 の充実を求める。		
84	第10 啓発等	社会が「やってはいけないこと」を認識する必要 があると感じており、ポスターなどでの注意喚起 を希望する。		
85	第10 啓発等	「必要な施策」の一部を具体的に記述するべき。 啓発は市民や事業者だけでなく、市の職員にも 必要であり、相互の交流と学びも重要。	④事業実施の中で 検討します	人権に関する職員研修は、今後も継続的に実施していくこととしています。その他の 事業については、今後、条例を運用する中で必要に応じて実施を検討します。
86	第10 啓発等	情報収集、調査研究、教育、啓発、情報提供と いった人権侵害に対する対策の実施主体が不明確。	⑦その他	第9条及び第10条については、市が主体となって実施するものです。
87	第10 啓発等	差別事案が発生した際、市長が非難する声明を 出す責務を明確にする。	⑥対応は困難です	市長による非難声明の発出を行うことは、市の責務としては想定していません。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
88	第11 相談及び救済	市が人権侵害の加害者に対して差別などを止めるよう説示、勧告、警告、命令などを出すこと。 (同趣旨ほか4件)	⑥対応は困難です	本条例は、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。そのため、罰則規定は設けていませんが、禁止規定を設けることにより、市として人権を侵害する行為を容認しない姿勢を示しています。
89	第11 相談及び救済	権利侵害等の禁止だけでは差別やハラスメントの行為を防ぐことは難しいため、罰則規定を設けるべき。		
90	第11 相談及び救済	悪質な差別的行為に対して、勧告、命令、秩序罰を含む制裁制度を導入すること。		
91	第11 相談及び救済	行政から独立した専門的な救済機関として、人権委員会を設置すること。	⑥対応は困難です	人権侵害についての救済措置については、市と第12条及び第13条に規定する相談員及び審議会と連携して対応することとしています。なお、独立した第三者機関として設置するのではなく、相談員については、市長が委嘱する専門的知見を持つ有識者とし、審議会は、市長の附属機関として設置することとしています。救済措置は、自治体としての対応では、実務上、限界があることも想定されるため、関係機関等と連携して対応するものと考えています。
92	第11 相談及び救済	市から独立した第三機関の設置することを追加し、第三機関は個人の救済と第三者委員会の設置が可能にしてほしい。		
93	第11 相談及び救済	市長の附属機関だけでなく、相談窓口で受け付けた訴えについて、調査する第三者機関の設置が必要。		
94	第11 相談及び救済	専門家や第三者機関の介在や、相談員、審議会の役割を増やしてほしい。		

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
95	第11 相談及び救済	訴え・相談窓口の設置を明記すること。(同趣旨ほか4件)	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	人権侵害に関する相談については、第12条に規定する相談員の設置により対応することとしています。
96	第11 相談及び救済	市民の人権侵害に対する訴えに対して迅速に対応するための相談窓口を設置してほしい。		
97	第11 相談及び救済	人権侵害を受けた被害者を支援するため、専門家による相談窓口を市内各所に設置すべき。		
98	第11 相談及び救済	相談・救済のアクセスを容易にし、相談窓口を明確にするべき。		
99	第11 相談及び救済	憲法による基本的人権の保証にもかかわらず、学校や職場でのハラスメント問題が顕在化している。三鷹市の人権条例素案では、これらの問題に対する具体的な救済策が不足している。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	条例に基づいて実施する市の施策と相談及び救済に関する事項は、第11条から第13条までの規定により対応することとしています。 本条例は、権利侵害についての個別具体的な対応について規定するのではなく、人権を尊重するまちの実現を目指すための理念条例としたいと考えています。
100	第11 相談及び救済	市の人権侵害に対する具体的な対応方法が不明確であり、「相談員」の権限や問題解決の具体的手法が明記されていない。	④事業実施の中で検討します	相談に関する具体的な対応方法等については、市ホームページやご案内の作成などの媒体を活用して周知を図ります。
101	第11 相談及び救済	被害者救済のための仕組みや制度を具体的に明記すること。		
102	第11 相談及び救済	相談員に加え、「人権センター」を設置し、具体的な人権侵害解決のための機関としての役割を求める。	④事業実施の中で検討します	単独の施設として「人権センター」の設置は、現在、考えておりませんが、三鷹駅南口再開発事業の中で設置することとしている「多文化共生センター(仮称)」で行う事業の中で検討していきます。
103	第12 相談員の設置	相談員は2名以上とすること。(同趣旨ほか17件)	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	当面は2名で対応していくこととします。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
104	第12 相談員の設置	相談員は市長から独立した立場とすること。	⑥対応は困難です	相談員及び審議会については、独立した第三者機関として設置するのではなく、相談員については、市長が委嘱する専門的知見を持つ有識者とし、審議会は、市長の附属機関として設置することとしています。 相談員は、市の担当部署と連携し、情報共有や意見交換を定期的を実施していくこととしています。市長への意見具申を職務内容に含むことは想定していません。
105	第12 相談員の設置	相談員の設置は、審議会など独立した第三者機関の推薦や公募によるものとすること。(同趣旨ほか1件)		
106	第12 相談員の設置	相談員は、市や市長に提案や意見具申ができる権限を持たせること。(同趣旨ほか6件)		
107	第12 相談員の設置	相談員から市長へ差別事案に対する非難声明発表を促すことができるよう規定に含めること。(同趣旨ほか4件)	⑥対応は困難です	相談員から市長へ非難声明の発出を促すことを職務内容に含めることについては、想定していません。
108	第12 相談員の設置	相談員は、関連する問題に利害関係を持たない者とすること。	④事業実施の中で検討します	利害関係を持つことが把握できた場合は、相談員を交代するよう運用の中で対応してまいります。
109	第12 相談員の設置	相談員には、研修や人権相談事例の研究を行わせることを義務付けるべき。	⑥対応は困難です	相談員は、人権に関する専門的な知見を持った弁護士等の中から選任し、市から研修等を義務付けることは考えていません。研修や最新事例など、関係機関等からの情報については、相談員と適宜共有を図っていきます。
110	第12 相談員の設置	相談員は透明性を確保し、弁護士を含めると望ましい。	④事業実施の中で検討します	相談員は、人権に関する専門的な知見を持った弁護士等の中から選任します。
111	第12 相談員の設置	相談員の仕事内容や規定根拠が不明瞭であり、人数や任期の根拠が具体的でない。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	相談員の職務は、第11条第1項および、第12条第2項に規定しています。人数や任期については、「三鷹市男女平等参画条例」第13条に基づいて設置している男女平等参画相談員の規定を参考にしています。
112	第12 相談員の設置	相談員の職務と権限に「助言」の他にも具体的な例示を追加し、明確にしてほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	相談員は、助言のほか案件に応じた専門的な相談窓口の紹介を行うなど適切な救済を行うことを想定しています。
113	第12 相談員の設置	相談案件について、弁護士との連携で相談から救済までを行うこと。相談員の職務上の職権と義務を具体的に規定すること。		
114	第13 審議会	審議会の活動内容、メンバー、審議結果の公表について具体的にしてほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	審議会の議事内容や議事録については、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」の規定に基づき、会議録を作成し公開します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
115	第13 審議会	審議会は、独立した第三者機関とすること。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関としています。審議会の役割については、第13条第2項に規定しています。
116	第13 審議会	人権侵害の実態を把握・調査するための第三者委員会をつくることを明記すること。(同趣旨ほか6件)		
117	第13 審議会	審議会委員の選任において市長の意向に沿った人選を避け、透明性を確保してほしい。	⑦その他	学識経験者や専門家のほか、当事者を含む関係機関、公募市民など様々な立場の方から委員を選任し、多様な視点を持った委員構成とすることとしています。
118	第13 審議会	審議会委員の人選と、選出理由を明記してほしい。		
119	第13 審議会	審議会は、市政の検証を行う役割を持たせること。(同趣旨ほか2件)	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	市の人権施策について、審議会で調査審議を行っていきます。
120	第13 審議会	審議会の審議事項に、市の施策が人権条例に反していないかの検証を追加してほしい。		
121	第13 審議会	審議会と相談員の権限を増やすべき。	⑥対応は困難です	条例及び規則に基づいた権限とすることを想定しています。
122	第13 審議会	審議会の知見をアップデートしていく必要があるため、委員の再任制限を設け、委員は任期切れと同時に解任され、同一者・同一団体からの連続再任はできないようにすべき。	④事業実施の中で検討します	委員が入れ替わることにより審議会の活性化の効果があることは想定されますが、本条例に基づく審議会では、第13条第4項の規定に基づいて運用していくこととしています。なお、規定については、既存の他の条例を参考にしています。
123	第13 審議会	審議会の定義や役割が不明確。具体的な行動計画、年次計画を策定する機関としてほしい。	④事業実施の中で検討します	審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関です。審議会の役割については、第13条第2項に規定しています。現時点では行動計画の策定は予定しておりませんが、今後、条例を運用する中で審議会等の意見を伺いながら、必要に応じて検討します。
124	第13 審議会	審議会からの答申に対する市長や議会の対応方法が不透明である。	④事業実施の中で検討します	答申の内容を十分に尊重し、施策への反映等を適宜行っています。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
125	その他	市民活動への支援、行動計画の策定、年次報告の公表を条例に規定すべき。	④事業実施の中で検討します	現時点では市民活動への支援、行動計画の策定、年次報告を行う予定はありませんが、今後、条例を運用する中で審議会等の意見を伺いながら、必要に応じて検討します。
126	その他	市の独自性を盛り込んでほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	前文や基本理念など独自性を盛り込んだ内容としています。
127	その他	実効性のある誇りを持てる条例を期待する。	⑦その他	「人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)」は、理念的な条例として制定しますが、ご指摘の点は運用の中で取り組んでいきます。
128	その他	マジョリティの視点で書かれており、人権侵害に直面する当事者には期待できない。当事者や専門家の意見を反映し、実効性のある条例とすべき。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや有識者への意見聴取等を行い、条例案に反映しています。
129	その他	内容があいまいにならないよう、専門家を雇って条例を作してほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや有識者への意見聴取等を行い、条例案に反映しています。
130	その他	人権条例の機能性に不安がある。罰則がないことや専門家の参加の不足が懸念される。	⑥対応は困難です	本条例は、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現を目指すための理念条例として制定するもので、罰則規定は設けていません。また、禁止規定を設けることにより、市として人権を侵害する行為を容認しない姿勢を示しています。なお、これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや有識者への意見聴取等を行い、条例案に反映しています。
131	その他	パブリックコメント募集以降の制定プロセスに市民参加を保障すべき。	⑥対応は困難です	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意見の募集などにより、市民参加の取組を実施してきました。
132	その他	素案が「まちづくり」に偏っている危機感を抱いている。現行素案は「人権」を薄っぺらく捉えており、権利侵害行為に対する関与が不十分。	⑦その他	「第4条 権利侵害等の禁止」の規定を設けるなど、市として人権を侵害する行為を容認しない姿勢を示しています。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
133	その他	憲法19条と21条に基づき、人権擁護や差別撤廃の大義名分があっても、罰則規定を用いて規制することは憲法違反の可能性が高い。理念条例に留め、憲法を超越しないようにすることが重要。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	罰則規定は設けていません。
134	その他	理念条例としての形を保ち、安易な罰則規定や氏名公表規定の導入を避け、擁護すべき人権を制約せずに条例化することを要望。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	本条例は理念条例として制定するもので、罰則規定は設けていません。
135	その他	市に在住し納税している住民は国籍に関わらず(現法の下で可能な限り)平等に扱う姿勢を示すべき。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	ご指摘の趣旨は、前文や基本理念などに明記しています。
136	その他	「まちづくり」の文言は不要で、「人権を尊重する施策を推進」としてほしい。	⑥対応は困難です	本条例は理念条例として制定するため、「まちづくり」という文言を用いています。
137	その他	同性パートナーシップ制度の導入を急ぐべき。	⑦その他	市独自のパートナーシップ宣誓制度を令和6年度より開始する予定です。
138	その他	市長や市職員が差別的言動を行った場合、注意と研修を受けることを義務付ける。	⑦その他	条例施行後の運用の中で職員研修等を行っていきます。
139	その他	他市区の人権条例を参考にし、単なる理念の揭示に留まらない実効性のある条例とする必要がある。	⑥対応は困難です	本条例は理念条例として制定することとしており、条例案の作成に当たっては、他自治体の条例等も参考にしています。
140	その他	三鷹市が「全ての差別を許さない」条例を作り宣言することは、市民だけでなく他の自治体の住民にも大きな希望になる。先進的で毅然とした条例を制定してほしい。	⑦その他	条例制定後は、広く周知等を行っていきます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
141	その他	人権侵害を抑止する制度とし、加害者にもその先に学びが開かれる社会、被害者が孤立せず、希望を持ち続けて生きられる社会を望む。	⑦その他	条例に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。
142	その他	子どものLGBT教育は行わないこと。女性のためのスペースを守ること。全ての三鷹市民の生活を守る事。	⑦その他	条例に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。
143	その他	マイノリティについて、正しい一般認識が広まることを求める。	⑦その他	教育、啓発及び情報提供を通して、人権を尊重するまちづくりを推進していきます。
144	その他	社会的弱者への一方的な攻撃を生じさせないこと	⑦その他	教育、啓発及び情報提供を通して、人権を尊重するまちづくりを推進していきます。
145	その他	窓口で対応する職員を自分の属性に合わせて選べるようにしてほしい。	⑦その他	今後の取組の参考とさせていただきます。
146	その他	条例に最高規範性の規定がないことに疑問がある。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	「第1条 目的」において、「人権を尊重するまちづくりの上位規範」と規定しています。
147	その他	市民参加による条例及び行動計画の検証・見直し機会を定期的に設けること。(同趣旨ほか14件)	⑦その他	現時点では行動計画の策定は予定しておりませんが、条例の見直し等については、今後、条例を運用する中で審議会等の意見を伺いながら、必要に応じて検討します。
148	その他	条例の理念が抽象的なため、具体的かつ分かりやすい内容にする必要がある。(同趣旨ほか3件)	⑥対応は困難です	本条例は、三鷹市の人権に関する施策の理念を示す基本条例に位置付けています。
149	その他	人権条例を単なる理念で終わらせないこと。(同趣旨ほか4件)	④事業実施の中で検討します	本条例は、三鷹市の人権に関する施策の理念を示す基本条例に位置付けており、具体的な施策は運用の中で取り組んでいきます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※	対 応 の 方 向 性	
150	その他	パブリックコメントの募集が年末年始を含んでおり、期間が短い。(同趣旨ほか4件)	⑦その他	条例制定に向けた全体スケジュールを考慮し、「三鷹市パブリックコメント手続条例」第5条に基づく期間設定としました。お忙しい時期に関わらず、多くのご意見を頂戴しました。
151	その他	市民や当事者団体の意見を反映した効果的な条例としてほしい。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれていません	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意見の募集などにより、市民参加の取組を実施してきました。
152	その他	専門家や当事者、市民を交えた条例作成委員会を設置してほしい。	⑦その他	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意見の募集、市民会議や各審議会での意見聴取などにより、市民参加の取組を実施してきました。
153	その他	社会的弱者やマイノリティを救う観点が弱い。	⑦その他	本条例は、三鷹市の人権に関する施策の理念を示す基本条例に位置付けていますが、相談員や審議会の設置を規定しています。
154	その他	拙速に進めることなく意義ある条例を制定してほしい。(同趣旨ほか1件)	⑦その他	市ではこれまで、当事者へのヒアリングや市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意見の募集、市民会議や各審議会での意見聴取などにより、時間を掛けながら慎重に検討を進めてきました。
155	その他	他の自治体の人権条例を参考にしない点に疑問がある。	⑦その他	本条例は理念条例として制定することとしており、条例案の作成に当たっては、他自治体の条例等も参考にしています。
156	その他	社会的少数者の声が反映されていないと感じる。	⑦その他	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意見の募集、市民会議や各審議会での意見聴取などにより、多くの市民意見等をお伺いしてきました。
157	その他	条例策定のプロセスが重要であり、市民フォーラムのようなイベントでの市民参加を重視すべき。	⑦その他	これまでのプロセスにおいて、当事者へのヒアリングや市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意見の募集、市民会議や各審議会での意見聴取などにより、市民参加の取組を実施してきました。
158	その他	「市長の使命」を追加してほしい。	⑥対応は困難です	「第5条 市の責務」として規定しています。